

青森港・酒田港共通のお問合せ事項

番号	事 項	内容詳細	整備局回答
1	①岸壁利用条件(延長、水深、耐荷重)	緑区画内の地耐力が事業者が必要な仕様に満たしていない場合、事業者で整備することは可能かご教示ください。	<p>原状回復を前提に公募参加者が埠頭の追加改良を自ら行う公募占用計画の作成・提出は認められていますが、具体的な運用については、東北地方整備局ホームページにおいて公開している「公募占用指針公示後の利用港湾検討に当たっての留意事項」2. 3)その他に記載のとおりです。</p> <p>公募占用指針公示後の利用港湾検討に当たっての留意事項(抜粋) 2. 3)その他 ・東北地方整備局、若しくは港湾管理者が整備した港湾施設に対し、事業者側の要望により改良を加えること等については、その必要性等について事業者として選定された者と調整することを原則とする。</p>
2	①岸壁利用条件(延長、水深、耐荷重)	国が予定している改良工事の改良方法に関して、必要性が認められれば改良方法を変更頂くことは可能でしょうか。	改良工法の変更は考えていません。
3	①岸壁利用条件(延長、水深、耐荷重)	タワー組立架台の安定上、杭基礎が必要となった場合、岸壁背面に杭を打設することは可能でしょうか。また、その場合の原形復旧にはどのようなものが求められるのがお教え下さい。	<p>原状回復を前提に公募参加者が埠頭の追加改良を自ら行う公募占用計画の作成・提出は認められていますが、具体的な運用については、東北地方整備局ホームページにおいて公開している「公募占用指針公示後の利用港湾検討に当たっての留意事項」2. 3)その他に記載のとおりです。</p> <p>公募占用指針公示後の利用港湾検討に当たっての留意事項(抜粋) 2. 3)その他 ・東北地方整備局、若しくは港湾管理者が整備した港湾施設に対し、事業者側の要望により改良を加えること等については、その必要性等について事業者として選定された者と調整することを原則とする。</p> <p>原形復旧とは、現場を使用以前の形状・機能に復旧することを求めます。</p>
4	①岸壁利用条件(延長、水深、耐荷重)	仮設の工作物として、照明、アンテナ、カメラ、放送設備、周囲を囲む保安フェンス、安全鋼板等の設置にあたり、高さ、位置、視界の制限等規制についてご教示いただけますか。また、保安フェンスとゲートの運用上の規定についてご教示ください。	<p>【青森県の回答】 港湾法上、規定はなく、高さ、照明等などは、建築基準、景観など所管部署への確認、さらに照明・放送設備については周辺住民への影響を考慮する必要があるものと考えます。また、保安に関する運用は機密性の高い情報のため、この場で具体的に申し上げることはできません。事業者選定後に協議していくものと考えています。</p>
5	①岸壁利用条件(延長、水深、耐荷重)	「海洋再生可能エネルギー発電設備等の設置及び維持管理の拠点を形成する区域」に関して、SEP船がジャッキアップ等をするにあたって岸壁前面の改良工事は行われているのでしょうか？行われていない場合、事業者による碎石置換等の改良工事を実施することは可能でしょうか？	現時点で岸壁前面の海底地盤の改良工事の予定はございません。岸壁前面泊地の取扱いについては「海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書(案)」第18条に記載しており、詳細は事業者選定後に協議することとなりますが、いずれにせよ公募占用指針(別添3)2. の留意事項に記載の通り、公募占用計画の提出時点においては、原状回復を前提とした公募占用計画を作成・提出してください。

6	①岸壁利用条件(延長、水深、耐荷重)	岸壁前面泊地の海底にSEP船による貫入痕が残った場合、現状復旧を前提とすべきか。	泊地水深確保の観点で、施設の利用が終わった際に原形復旧して頂くものと考えています。 貫入孔が大きい場合には、保安部に海図の補正が必要と判断される可能性もありますので、その場合は対応が必要になることも考えられます。 なお、「海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃借契約書(案)」18条第2項においても、「設置等に係る工事の完了後に貸付物件の独占排他的な使用を終了するに当たっては、甲及び乙の指示に従い海底面の原状回復を行い、甲及び乙の検査を受けなければならない」とこととされております。
7	①岸壁利用条件(延長、水深、耐荷重)	岸壁前面泊地の地盤データは入手可能か。	行政文書開示請求により開示可能です。
8	③利用開始可能時期	質問表No63において、最長30年を貸付期間として考えている旨の回答が記載されておりますが、契約期間の開始日は、港湾貸付契約開始日という理解でよろしいでしょうか？ また、貸付期間は、公募占用指針 別添3促進区域と一体的に利用できる港湾に記載されている利用可能期間を含めて契約するという理解でよろしいでしょうか？	貸付契約の期間は、海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃借契約書第3条に定める契約の期間となります。
9	④その他	個別面談に応じていただける期間についてご教示願います。	個別面談の期間は、回答まで時間がかかることを踏まえ、令和6年6月28日(金)までを目安としていただきたいと思います。
10	④その他	港湾の利用に関する同意書の発行申請について、コンソーシアムで申請する場合、記載が必要な社名はSPCの社名で構いませんか？ または、代表企業のみで問題ないでしょうか。 もしくはコンソーシアムを構成する全社分の社名を記載する必要がありますか。	同意書の差出人は、公募占用計画と齟齬の無い事業者名としてください。 全社名を記載する必要はありません。
11	④その他	港湾の貸付料につき、プロジェクト期間が30年を超えた場合の取り扱いについてご教示頂けますと幸いです。	基地港湾の貸し付けは最長30年を前提に考えており、それを超える期間の貸付契約のあり方については、貸付期間などの具体的な状況を踏まえつつ検討させていただきます。 (秋田港・能代港共通のお問合せ事項No.25)
12	④その他	引き渡し時に港が説明通りでなかった場合、誰が責任とリスクを負うことになるのでしょうか。例えば、開港前日に暴風雨の被害に遭い、プロジェクトに遅れが出た場合、誰が港の修繕に責任を持つのかご教示ください。また、事業者が使用する前に、船舶が岸壁を損傷した場合、誰がその責任を負うのでしょうか？	貸付契約の状況や、事象の原因等により、責任の所在を判定することになると考えます。 なお、利用開始可能日は令和10年4月1日の予定ですが、工事中の不測の事態、長期荒天、自然災害、疫病、第三者による反対運動等の他、社会通念に照らして予測し得ない事態等により、工事が遅延し、供用開始が遅延した場合、公募参加資格者、選定事業者、その他第三者に与えた損害について、当局は一切の責任を負いません。
13	④その他	同意依頼書の添付書類について以下を想定しております。 その他必要となる資料について御教示ください。 1)利用計画図 2)利用スケジュール	東北地整に対する「促進区域と一体的に利用できる港湾」に関するスケジュール通知には、以下を明確に記載してください。 ・公募占用指針別添3に記載のある、「促進区域と一体的に利用できる港湾」の港湾・埠頭名(図面は任意) ・設置工事、維持管理、撤去工事のうち該当する期間 ・対象海域